役員等の勤務及び報酬と費用弁償に関する規程

社会福祉法人　南島会

役員等の勤務及び報酬と費用弁償に関する規程

(目的)
第１条　この規定は社会福祉法人南島会(以下「法人」という。)の役員報酬及び、法人の開催する次の各号に該当する。理事長・理事・評議員・監事(以下「役員等」という)が会議等に出席する場合に、出席に要する費用の支給はこの規定の定めるところによる。
(1)　理事会
(2)　評議員会
(3)　評議員選任・解任委員会
(4)　第３者委員会
(5)　講習会、研修会等
(6)　その他、理事長が必要と認める事項

(勤務)
第２条　法人の役員等は非常勤とする。但し、理事会にて選出された常勤の理事長、理事（以下「常勤役員」という）は原則として週４日以上の勤務するものとする。

２　常勤の理事長、常勤役員の出勤に関しては出勤簿に自ら押印もしくは自署をするものとする。

(報酬)
第３条　役員等の報酬の額は次のとおりとする。
(1)　理事及び監事が理事会に出席したときは5,000円支給する。
(2)　監事が監査を行った場合は10,000円支給する。
(3)　評議員が評議員会に出席したときは5,000円支給する。
(4)　監事が評議員会に出席したときは5,000円支給する.
(5)　役員等が講習会、研修会等に出席したときは5,000円支給する。
(6)　常勤役員の報酬総額は理事会で決議し、別表に示す範囲内とする。
(7)　評議員の報酬は年度の総額が200,000円を超えない範囲内とする。
(8)　第３者委員が委員会に出席時報酬として5,000円を支給する。

(報酬の表示)
第４条　役員の報酬は、原則として役員報酬一本で表示する。

(報酬の締め切り及び支払時期)
第５条　役員報酬は、毎月払いとし、その支給日は南島会給与規程第７条を準用する。
２　常勤役員が、月の途中で就任または退任した場合には、暦の日数に応じて

日割り計算とする。
３　役員が、月の途中で死亡した場合には執務日数とは係わりなく全額を支給する。
４　役員報酬から次のものを控除する。
①　源泉所得税
②　住民税
③　社会保険料

(費用弁償)
第６条　役員等が、その職務のため遠距離に出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。
２　前項の旅費の額は、法人旅費規程に定める旅費を支給する。

(謝礼金)
第７条　法人が開催する講習会、研修会等の1時間あたりの講師の謝礼金は、10,000円以内を支給する。

第８条　本規程の施行にあたって必要な事項は、別途理事会で決定する。

附則
この規程は、平成20年1月28日より施行する。

附則
この規程は、平成20年5月30日より施行する。

附則
この規程は、平成21年9月28日より施行する。

附則
この規程は、平成22年12月1日より施行する。

附則
この規程は、平成29年6月19日より施行する。

附則
この規定は、令和3年12月22日より施行する。

別表

職　　名	報酬額（月額）
理事長	1,000,000円
常務理事	600,000 円